**○国頭村農地利用最適化推進委員　候補者募集要項**

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員はこれまでの公選制から村長の任命制となるとともに、さらなる農地利用の最適化を進めるため、新たに現場活動を積極的に行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することになりました。

国頭村農業委員会では、改正された法律に基づき、平成 29 年 10 月１日から新たな農業委員会体制となりましたが、今年度で任期満了となるため、次期、農地利用最適化推進委員を選任するため次のとおり募集します。

1.募集及び推薦について

（1）受付期間：令和２年９月１６日（水）～ 令和２年９月２４日（木）まで

（2）受付時間：午前8時30分 ～ 午後5時15分（土・日曜・祝祭日除く ）

（3）受付場所：〒905－1495　国頭村字辺土名121番地

国頭村農業委員会・国頭村役場経済課

（4）募集方法：推薦及び応募

1）推薦：本村在住の農業者等３人以上の連名又は団体が推薦する方法

2）応募：自らが委員に応募する方法

※農地利用最適化推進委員のみの募集とします。

（5）申込方法：

本要項の内容をご確認いただき、申込書に必要事項を記入の上、上記受付場所へ受付期限までに直接提出するか又は郵送してください。

なお、郵送の場合は、９月２４日必着です。

※提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※メール及びファックスによる提出は受け付けません。

（6）推薦される者及び応募資格：地域農業に精通している者。ただし、次のいずれ

かに該当する者は除きます。

1）破産手続開始の決定を受けて復権を得てない者

2）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること

　 がなくなるまでの者

3）暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（7）提出書類：下記の農業委員及び農地利用最適化推進委員の様式に必要事項を

記入の上、提出願います。

1）一般推薦 農業者等３名以上が連名して、その代表者が推薦する場合

農地利用最適化推進委員【 様式第１号 】

2）団体推薦 農業者の組織する団体の代表者又はその他の団体の代表者が推薦する場合

農地利用最適化推進委員【 様式第２号 】

3）一般応募 自らが委員に応募する場合

農地利用最適化推進委員【 様式第３号 】

（8）応募資格：

農地等の利用の最適化に熱意と識見を有する方で下記の業務を適切に行うことが

できる者

（9）主な業務内容：

1）農業委員会 総会における報告等（必要に応じて）

2）農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発

　生防止・解消等）の推進及び農地の利用状況調査

3）農業者等からの相談対応

4）農業委員及び農地中間管理機構との連携・協働

（10）募集人数 ： ２人

（11）募集する区域：８地区の内下記の２地区

下記に区域と区域に属する字と定数を示しています。

推進委員は、担当区域を定めているので、区域ごとに募集します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域名 | その区域の字名 | 委員数 |
| 奥間校区南区域 | 浜、半地、比地 | １名 |
| 畜産基地区域 | 奥、楚洲 | １名 |

（12）任期：委嘱の日から農業委員の任期満了まで

※ 令和２年１０月２日 ～ 令和５年９月３０日　３年間

（13）報酬：月額　35,000円

（14）その他について

　1）身分は国頭村の特別職の非常勤職員とします。

　2）提出された書類内容等については必要に応じ、関係機関等へ確認をします。

２．選考方法

農業委員会で選考を行い、決定します。

５．選考結果の通知

　　農業委員会総会後に通知します。

６．問い合わせ先

国頭村農業委員会　　　電話　0980-41-2122